



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付

日医発第 55 号 (情シ)

令和 7 年 4 月 4 日

都道府県医師会会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

(公 印 省 略)

経済構造実態調査の事前周知について

日頃より、大変お世話になっております。

この度、総務省・経済産業省では、令和 7 年 6 月に我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を実施いたします。

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき実施する国の重要な統計調査（基幹統計調査）であり、報告の義務があります。ご回答いただいた調査内容は統計法に基づき厳重に保護されます。

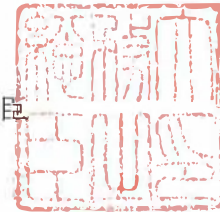
調査をお願いする貴会会員の皆さまには、国が調査を委託した事業者から、調査票などの調査書類を、5 月から順次郵送いたしますので、インターネット又は郵送により、ご回答をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれまして、本調査実施に際してはご協力いただき、ホームページや機関誌での掲載を通じましてご周知いただきたくお願い申し上げます。

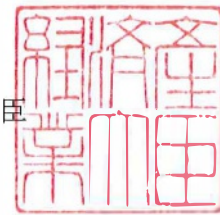
総 統 経 第 23 号
20250304 統 第 1 号
令 和 7 年 3 月 28 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

総 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
総務省・経済産業省では、我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を
対象とした「経済構造実態調査」を2025年6月に実施します。

「経済構造実態調査」は、全ての産業における付加価値等の構造とその変化を
明らかにする基幹統計調査（統計法（平成 19年法律第53号）に基づいた報告義務
のある調査）であり、その調査結果は、国民経済計算（年次推計）の精度向上へ
の寄与のほか、より正確な景気判断や効果的な行政施策の立案、実施のための基
礎資料、企業経営の参考資料などに広く利活用されています。

「経済構造実態調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について貴
団体に属する企業等の皆様へ広く周知いただきたく、統計法第30条第1項に基づ
き、別紙について協力を依頼いたします。

「経済構造実態調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省・経済産業省
2025年3月

「経済構造実態調査」の実施に先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査についてご周知いただきたく、以下の事項をお願いする次第です。

※別添の「広報用素材について」を是非ご活用ください。

- 貴団体のホームページへの掲載
(掲載いただける場合、別添の「広報用素材について」に掲載しているバナー等の用意もごさいます。)
- 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- 総会などで、「経済構造実態調査」が実施される旨の案内
(数に限りはごさいますが、リーフレットの送付も可能です。)

など

<経済構造実態調査とは>

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済計算（GDP統計）の精度向上に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした毎年実施の調査*です。

政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施します。

※経済センサス-活動調査の実施年を除きます。

詳しくは、同封のリーフレット「安心まるわかり！ みんなの経済構造実態調査」及び経済構造実態調査ホームページをご高覧ください。ホームページでは、3月末に昨年実施した調査の結果を公表します。

経済構造実態調査ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

なお、本年（2025年）は、傘下に複数の事業所がある企業へは統計法第27条に基づく「事業所・企業照会」を「経済構造実態調査」と同時一体的に実施いたしますので、併せてご回答をお願いいたします。

経済構造実態調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

何卒よろしくお願いたします。

<連絡先>

総務省統計局経済統計課経済構造実態調査担当

メールアドレス：e-kkj@soumu.go.jp

電話番号：03-5273-1165

- 貴団体のホームページや機関誌（紙）において、「経済構造実態調査」に関する記事やバナー等の掲載にご協力いただける場合は、以下「広報用素材について」をご参考にご活用くださいますようお願いいたします。
- 電子ファイルやリーフレットが必要な場合には4ページ目に記載の〈連絡先〉までご連絡ください。

■ ■ 広報用素材について ■ ■

1. 機関誌用原稿（電子ファイルを用意しています）

機関誌用原稿は、貴団体発行の機関誌等の誌面において、ご掲載いただくことを目的とした〔1〕イラスト入り原稿及び〔2〕文例集です。

主に、本調査の重要性（法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査）及び実施時期の周知を目的としており、調査関係書類の送付時期なども明記しています。

〔2〕文例集は、貴団体ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載においてもご活用いただければ幸いです。

〔1〕イラスト入り原稿



[2] 文例集（3種類）

●文例①

総務省・経済産業省では、2025年6月に全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を実施いたします。

経済構造実態調査は、全ての産業における企業・事業所や団体の経済活動の状況を明らかにする、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査であり、その調査結果は、「国民経済計算（GDP統計）の精度向上」への寄与のほか、「より正確な景気判断」、「効果的な行政施策の立案」、「企業経営の参考資料」などに広く活用されています。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、国が調査を委託した事業者から、調査書類を、5月から順次郵送いたしますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

なお、今回の調査については、統計法第27条に基づく「事業所・企業照会」を同時一体的に実施いたします。対象となる場合は併せてよろしくご回答いたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

●文例②

総務省・経済産業省では、2025年6月に「経済構造実態調査」を実施いたします。

この調査は、国民経済計算（GDP統計）の精度向上等を目的とした、統計法に基づく報告義務のある調査です。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、調査書類を5月から順次郵送いたしますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

なお、今回の調査については、統計法第27条に基づく「事業所・企業照会」を同時一体的に実施いたします。対象となる場合は併せてよろしくご回答いたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

●文例③（ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載用）

総務省・経済産業省では、2025年6月に「経済構造実態調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施いたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

2. 広報用リーフレット（紙媒体及び電子ファイルを用意しています）

広報用リーフレットは本状にも同封しております。追加の送付をご希望される場合はご相談ください。

また、ホームページなどにご掲載いただける場合は電子ファイルもご用意しています。

なお、広報用リーフレットは、調査票などの調査書類と同封し、調査の対象となる企業や団体の皆様に送付いたします。

調査の方法
インターネットでご回答をお願いします。
インターネット検索欄の「調査票」から印刷・ダウンロードし、必要に応じて印刷してください。
インターネットで印刷した場合は、印刷用紙を準備してください。印刷用紙は、必要に応じて印刷してください。
ご質問は、調査票を添付した宛封準備書等を通じて行います。

調査の公表時期
調査実施の年度末からホームページにて随時公表予定です。
以下からご覧いただけます。
<https://www.stat.go.jp/data/kijyokaku/index.html>

事業所・企業団体の対象について
本年（2025年）は統計法第27条に基づく「事業所・企業団体」を「経済構造実態調査」と同時一体的に実施します。対象となる場合は、併せてご回答をお願いします。
「事業所・企業団体」について、詳しくは以下のURLからご確認ください。
<https://www.stat.go.jp/data/kijyokaku/index.html>

来年（2026年）は「経済構造実態調査」に「経済センサス」も実施します
来年（2026年）は5年ごとに実施する「経済センサス・活動調査」の年であるため、「経済構造実態調査」は実施しません。
「経済センサス・活動調査」は、経済構造実態調査と同様に、同時一体的に実施します。詳しくは以下のURLからご確認ください。
「経済センサス・活動調査」について、詳しくは以下のURLからご確認ください。
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2026/index.html>

経済構造実態調査
<https://www.stat.go.jp/data/kijyokaku/index.html>

安心まるわかり! みんなの
経済構造実態調査
基幹統計調査

すべての産業の法人企業が対象になります。
インターネットでご回答をお願いします。

経済構造実態調査へのご理解・ご回答をお願いします。

総務省 経済産業省

経済構造実態調査
...ってなんですか?

総務省・経済産業省が毎年実施する
統計調査です

調査の概要
経済構造実態調査は、我が国全体の産業の付加価値等の概況を明らかにし、国民経済計画(GDP統計)の経路向上等に資することとし、5年ごとに実施する「経済センサス・活動調査」の中核的な実態を把握するための調査です。

調査の目的
① 国民経済計画(GDP統計)の概況向上
② より正確な物産統計や経済構造の把握に基づく高度な付加価値の企業
③ 産業の経路向上 など

調査の対象
① 各産業の売上高の上位8割の範囲に含まれる法人企業 (製造業除外)
② 製造業の売上高の上位9割の範囲に含まれる法人事業所 (製造業事業所)

調査の目的
統計法(第27条)に基づき
基幹統計調査として実施します

調査項目
① 産業横断調査
② 製造業事業所調査

調査の実行
6月1日現在で実施します。

総務省 経済産業省

3. ホームページ用バナー（電子ファイルを用意しています）

ホームページ用バナーは、貴団体のホームページにおいて、ご掲載いただくことを目的とした素材です。

バナーのリンク先としては、経済構造実態調査のホームページ（下記URL）を想定しています。なお、当該ページには、調査の目的、調査対象の範囲、調査事項など、本調査の概要を詳しく掲載しています。

●バナー画像



300 × 250 px



320 × 100 px

●経済構造実態調査ホームページURL

ホームページ用バナーのリンク先については、下記URLとしていただくようお願いいたします。

〔リンク先URL〕 <https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

=====

広報用素材について、ご不明な点やご希望等がありましたら下記連絡先までご連絡ください。

（お願い）

貴団体においてご協力いただいた内容（機関誌の写し等）は、もし可能でしたら、メール等でお知らせいただければ幸いです。

<連絡先>

総務省統計局統計調査部経済統計課 経済構造実態調査担当

電話：03-5273-1165（直通）

E-mail：e-kkj@soumu.go.jp

安心まるわかり! \ みんなの /

経済構造 実態調査

基幹統計調査



- 全ての産業の法人企業が対象になります。
- インターネットでご回答をお願いします。

経済構造実態調査へのご理解・ご回答をお願いします。



経済構造 実態調査



…ってなんですか？



総務省・経済産業省が毎年^{*}実施する
統計調査です ※経済センサス-活動調査の実施年を除く

調査の概要

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(GDP統計)の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握するための調査です。

調査の目的

- 国民経済計算(GDP統計)の精度向上
- より正確な景気判断や経済構造の把握に基づく効果的な行政施策の立案
- 企業の経営判断 など



調査の対象

- 1** 各産業の売上高の上位8割の範囲に含まれる法人企業 (産業横断調査)
- 2** 製造業の売上高の上位9割の範囲に含まれる法人事業所 (製造業事業所調査)



調査の法的根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく 基幹統計調査として実施します。



報告義務及び守秘義務

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、
また、調査を実施する関係者(国の職員、業務を委託した民間事業者など)には
調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しており、
これらに反したときには罰則が定められています。

なお、ご回答いただいた内容を統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することはありませんので、
安心してご回答ください。



調査事項

1 産業横断調査

- 経営組織 資本金等の額 企業全体の売上(収入)金額
- 費用総額及び主な費用項目 主な事業の内容
- 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額 などをご回答していただきます。

一部の大規模な企業等では、企業全体の事業別費用の内訳、
企業傘下の事業所の売上(収入)金額などについてもご回答していただきます。

2 製造業事業所調査

- 経営組織 資本金額又は出資金額 事業所の従業者数
- 人件費及び人材派遣会社への支払額 原材料使用額 燃料使用額
- 電力使用額 委託生産費 有形固定資産 製造品出荷額
- 在庫額 工業用地及び工業用水 などをご回答していただきます。

調査の期日

6月1日現在で実施します。



調査の方法

インターネットでご回答をお願いします。

- インターネット回答用のID等の調査書類を5月から順次郵送します。
- ぜひ、便利なインターネット回答をご活用ください。
インターネットでご回答いただいた情報は、
厳重なセキュリティで保護されるため、安心してご回答いただけます。
- ご希望により郵送でご回答いただくこともできます。
- 調査は、国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

ご活用ください



結果の公表時期

調査実施の年度末からホームページにて順次公表予定です。
以下からご覧いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/index.html>



「事業所・企業照会」の実施について

本年（2025年）は統計法第27条に基づく「事業所・企業照会」を「経済構造実態調査」と同時一体的に実施します。対象となる場合は、併せてご回答をよろしくをお願いします。

「事業所・企業照会」について、詳しくは以下のURLからご確認ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kiso-top/index.html>

来年（2026年）は「経済センサス-活動調査」にご回答ください

来年（2026年）は5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の年であるため、「経済構造実態調査」は実施しません。

「経済センサス-活動調査」は全ての企業・事業所を対象としているほか、「経済構造実態調査」の項目^(※)で使用している分類区分から変更を予定しているものがあるなど、異なる点があります。

(※) 企業全体の事業活動、生産物の種類、製造品出荷額、在庫額等

来年の「経済センサス-活動調査」に向けて、5月中旬頃に以下のURLに対応表を掲載しますので、参考にしてください。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2026/index.html>

経済構造実態調査のホームページ

経済構造実態調査 🔍

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

